平成２２年（フ）第３６３号
茨城県つくば市豊里の杜１丁目18番地７
債務者　髙山　隆雄
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　良二
4　破産債権の届出期間　平成23年２月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月19日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３３３９号
名古屋市緑区滝ノ水４丁目2101番地　セントラル滝の水204号
債務者　山本　政男
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北川ひろみ
4　破産債権の届出期間　平成23年１月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月８日午後１時15分
6　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７５０号
茨城県常陸大宮市南町284番地の１
債務者　住谷　　修
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯島　章弘
4　破産債権の届出期間　平成23年１月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月16日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３３２７号
愛知県高浜市田戸町５丁目６番地38、住民票上の住所愛知県半田市州の崎町２番地の100
債務者　杉浦　豊子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植村　元雄
4　破産債権の届出期間　平成23年１月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月15日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３２８号
愛知県高浜市田戸町５丁目６番地38、住民票上の住所愛知県半田市州の崎町２番地の100
債務者　杉浦　美子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植村　元雄
4　破産債権の届出期間　平成23年１月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月15日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７４０号
札幌市西区宮の沢２条１丁目８番33号　ウエストビレッジ101号
債務者　山内　　功
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　大雅
4　破産債権の届出期間　平成23年１月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月15日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８５号
北海道伊達市末永町91番地４　新末永団地12号室
債務者　田中　修二
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木　潤
4　破産債権の届出期間　平成23年１月17日まで
5　一般調査期間　平成23年２月１日から平成23年２月14日まで
6　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第２７６号
滋賀県東近江市野村町224番地、前住所滋賀県東近江市八日市本町２番８号
債務者　ベビーズやまじこと　加増　昭藏
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北村　美菜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月28日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第８７６３号
大阪府東大阪市岸田堂西２丁目11番13号　ロイヤルハイツ302号
債務者　西川　公人
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　　俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９８６号
大阪市北区本庄西３丁目８番17号　コスミックパレス401号室
債務者　木下　　正
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝上　絢子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２２年（フ）第１１７号
最後の住所山形県鶴岡市昭和町７番17号
債務者　亡齋藤隆相続財産
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　相続財産をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所鶴岡支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第５１４号
愛知県一宮市木曽川町外割田字西郷中102番地
債務者　森﨑　惠美
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１４４号
岩手県一関市山目字才天220番地１　才天荘５
債務者　佐藤　光夫
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第２１５号
山口県宇部市大字西岐波5326番地２
債務者　溝田　恵子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第２１７号
山口県山陽小野田市大字津布田961番地１
債務者　杉村　純子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
山口地方裁判所宇部支部